

四日市市上下水道局告示第15号

三重県知事による四日市都市計画下水道事業の変更認可の告示があったので、都市計画法（昭和43年法第100号）第66条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年 3月 30日

四日市市上下水道事業管理者 倭 猛

1 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連四日市市第17号公共下水道

（北勢沿岸流域下水道（北部処理区）関連四日市市公共下水道）

2 施行者の名称

四日市市

3 事業所の所在地

四日市市堀木一丁目3番18号

4 事業地の所在

事業地を表示する図面において表示する。

（上下水道局管理部経営企画課）